14. ロシア

14.1 ロシアの廃棄物処理・３Ｒ関連情報

14.1.1 廃棄物管理に係る法制度

ロシアでは廃棄物処理に関わる施設・制度の整備が遅れており、首都モスクワでも廃棄物処理施設が不足している状況にある。しかし 2016 年には法改正が行われ、今後リサイクル可能な資源埋立の禁止等が予定されている。以下に廃棄物管理に関わる法律の概要を示す。

● 廃棄物処理に関する法律

ロシアでは、1998 年に制定された法律"On Production and Consumption Waste"が放射性廃棄物以外の一般・産業廃棄物の管理について定めている。本法律は 2016 年に改定が行われ、On Amendments to the Federal Law "On Production and Consumption Waste", Federal Law N.458-FZ, 29.12.2014 (ed. 28.12.2016)が施行された。

表 1 ロシアでの廃棄物処理に関する法律概要

法規制番号	法規制名	主な内容
Federal Law N. 89-FZ, 24.6.1998 (ed. 28.12.2016)	On Production and Consumption Waste	廃棄物処理に関する基本的な枠組み
Federal Law N.458-FZ, 29.12.2014 (ed. 28.12.2016)	On Amendments to the Federal Law "On Production and Consumption Waste", Separate Legislative Acts of the Russian Federation and the Annulment of Certain Legislative Acts (Provisions of Legislative Acts) of the Russian Federation	・ "On Production and Consumption Waste"を改正し、 2016 年 9 月までに完全に実行される予定の Territorial Scheme（テリトリースキーム）を設置。 ・ 生産責任の概念を導入。製品生産者や輸入者は定められた商品のリサイクル率を達成する義務がある。 ・ リサイクル目標が達成されてない場合、生産者・輸入者は環境料金を支払う義務がある。（現時点では、環境料金支払に応じない場合の罰則等が明確になっていないが、国会にて責任を明確にする法案を検討中） ・2016 年に販売・輸入された特定製品（例：電池）に対する納税を 2017 年 4 月に行う。他の製品に対する納税は 2019 年まで中止。 ・2017 年 1 月より、再利用可能な資源が含まれた廃棄物を埋立てで処理することを禁止。

14.1.2 ロシアでの廃棄物管理の現状

ロシアでは、廃棄物の管理については地方政府の権限で実施するよう法律に示されている。固形家庭廃棄物の回収や分別、再利用、衛生基準に関する規則は各地方政府によって定められることになっているが、固形家庭廃棄物の回収は市中にある回収ボックスを用いて行われ、2013 年現在分別回収は行われていない。また都市、地域での廃棄物の処理については明確に地方政府に廃棄物処理施設の建築を義務付ける形にはなっておらず、回収システムにカバーされていない地域が存在する他、廃棄物回収後の処理も十分には行われていないのが現状である。[1]

以下に首都モスクワ市における廃棄物管理の現状を示す。

(1) モスクワ市の廃棄物管理の現状

モスクワ市では Moscow Government Decree N.485 PP 13.09.2012 に基づき、モスクワ市南西地区にある集合住宅で発生する都市廃棄物及び粗大廃棄物の総合処理について、2013 年 1 月 1 日より 15 年間、民間の廃棄物処理業者に委託することを決定した。その後、Moscow Government Decree N.662 PP 02.10.2013、Moscow Government Decree N.644 PP 10.11.2013 により、同様の都市廃棄物処理制度「以下 MSW treatment experiment」をモスクワ市の９つの地区（南西地区、北地区、北東地区、南東地区、西地区、中央区、東地区、北西地区、ゼレノグラド地区）に拡大している。

MSW treatment experiment の下で処理されている都市廃棄物は、モスクワ市全体で発生した 790 万 t/年の内、およそ 250 万 t となっている。なお、商業廃棄物の排出者（例：レストラン、営業所など）は直接オペレータに収集料金を支払い、廃棄物の回収・処理を依頼することとなっている。

その後テリトリースキーム(Moscow Government Decree N.492-PP 09.08.2016 (ed. 27.09.2016)) により、”MSW treatment experiment”対象外の地域で発生した都市廃棄物 540 万 t/年についても総合的な処理・管理方法が定められた。

テリトリースキームでは、MSW treatment experiment で対象となってないモスクワ市各地区の都市廃棄物を独占的権利の下で処理する業者を regional operator（以下リージョナル・オペレーター）として位置付けている。テリトリースキームはリージョナル・オペレーターになるための条件や資格を規定しており、2018 年 1 月 31 日までに入札を完了することを予定している。これにより今まで MSW treatment experiment にカバーされてこなかった地域も含め、モスクワ全体で排出される都市廃棄物の適切な回収・処理・処分が図られることとなる。

[1] OECD, Policy Roundtables “Waste Management Services”
http://www.oecd.org/daf/competition/Waste-management-services-2013.pdf

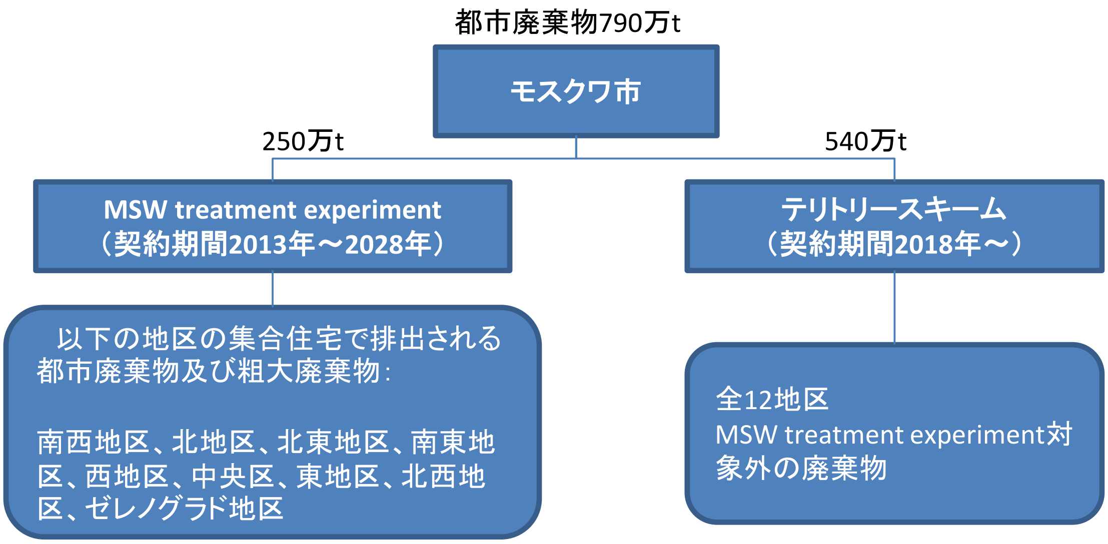

図 1 モスクワ市の廃棄物管理スキーム

14.1.3 ロシアでの廃棄物の分類

なお、ロシアでは廃棄物は危険性に応じて危険度 1～5 の 5 段階のカテゴリーに分けられている。

表 2 ロシアにおける廃棄物の危険度区分

区分	内容
危険度 1	危険な廃棄物が自然環境に与える有害な影響の程度が非常に高い。自然環境に対する危険度の分類基準は、生態系が破壊され、元に戻すことができないことである。再生期間は存在しない。 例：使用済み水銀灯
危険度 2	危険な廃棄物が自然環境に与える有害な影響の程度が高い。自然環境に対する危険度の分類基準は、自然環境が大幅に破壊されることである。再生期間は、有害な影響を与える原因を完全に取り除いた後 30 年以上である。 例：硫酸、硫酸入り自動車用バッテリー
危険度 3	危険な廃棄物が自然環境に与える有害な影響の程度が中程度。自然環境に対する危険度の分類基準は、自然環境が破壊されることである。再生期間は、存在する原因による有害な影響を減少させた後、10 年以上である。 例：自動車、産業用油
危険度 4	危険な廃棄物が自然環境に与える有害な影響の程度が低い。自然環境に対する危険度の分類基準は、自然環境が破壊されることである。自己再生期間は、3 年以下である。 例：鉄スクラップ
危険度 5	危険な廃棄物が自然環境に与える有害な影響の程度が非常に低い。自然環境に対する危険度の分類基準は、自然環境が、ほとんど破壊されないことである。

出典）OECD, Policy Roundtables “Waste Management Services”

14.1.4 ロシア連邦における今後の廃棄物管理戦略

2016 年 12 月 21 日、大統領への諮問機関である”Presidential Council of the Russian Federation on Strategic Development and Priority Projects”は“Clean Country”プロジェクトを承認し、ロシア連邦の廃棄物管理戦略の基礎を明確にした。プロジェクトの主な特徴は以下の 4 つである。

① 環境に配慮した都市廃棄物処焼却理発電所 5 箇所を建設（モスクワ州に 4 箇所、タタールスタン共和国の首都であるカザン市に 1 箇所）。

② 2023 年までに、現在モスクワ州の埋立処分場で処分されている都市廃棄物量の 30%を削減（およそ 300 万 t）。

③ 経済モデルは電気料金 最低容量支払制度（キャパシティ制度）に基づいて設計。

④ 新規都市廃棄物焼却処理発電所の設備・部品の国内調達率を少なくとも 55%に設定。